

福岡県建設業の安全を見守る支部広報誌

# 建災防ふくおか

2023.6 106号

雄大に流れる  
「筑後川」

現 大石堰

大石水神社

令和5年 全国安全週間

2023年7月1日~7日

(準備期間 6月1日~30日)

スローガン

高める意識と安全行動  
築こうみんなのゼロ災職場



建設業  
労働災害防止協会  
福岡県支部

[巻頭言]	03
[局通信]	
●安全課 全国安全週間の実施について	04~05
●健康課 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	06~07
●監督課 中小企業の事業主の皆さまへ 2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます	08
●監督課 賃金引き上げ特設ページを開設!	09
●監督課 令和5年度 業務改善助成金のご案内	10
●労働保険徴収課 労働保険[労災保険・雇用保険]の年度更新	11
●安全課 令和4年 労働災害発生状況(福岡労働局管内)	12
●安全課 令和4年 死亡災害発生状況(福岡労働局管内)	13
[支部広報]	
●第59回 通常総会開催される	14
●令和4年度 安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者のご紹介	15
●安全衛生図書・用品の頒布価格改定のご案内	16
●第60回 全国建設業労働災害防止大会 in 広島(ハイブリッド開催) / 第57回 福岡県建設業労働災害防止大会	17
●死亡災害発生状況 / 建坊くん	18
[告知板]	
●技能講習・安全衛生教育実施計画表 / 編集後記	19

## 表紙のことば

### 「母なる川 筑後川」

「菜の花の 遙かに黄なり 筑後川」

この句は夏目漱石が久留米を訪れた時に、眼下に広がる黄色い菜の花と筑後川の自然を詠んだ句です。

筑後川は阿蘇の外輪山や九重連山から集められた水の流れは多くの支流と合流し、有明海へと注いでいく九州最大の大川です。豊かな水の流れは、流域の人たちの暮らしを支え、様々な産業を育んできました。肥沃な土地によって豊かな農産物が育ち、飲料水など多くの恵みをもたらしています。

しかし、多くの恵みをもたらしてくれる反面、幾度となく氾濫を繰り返してきた厄介な存在でもあります。流域で生活する人々は何とか暴れん坊の筑後川を治めようと工夫を重ねながら格闘してきました。その工夫の一つが堰です。藩政時代には大石堰・長野水道、山田堰・堀川用水、床島堰・床島用水など堰がつくられました。大石堰は五庄屋によって構想・発議されました。藩営事業として許可を受けたものの、工事が不首尾の場合は五庄屋を磔にすると申し渡され、5人の磔台が設けられた話が後世に語り継がれています。山田堰をモデルとした取水堰をアフガニスタンで築造し、復興支援の灌漑用水モデルとして活用されたことは有名です。

菜の花の咲く春先の筑後川は、先達たちの血のにじむようだ努力を忘れたかのように悠悠たる姿を見せています。

※筑後川水系とは、筑後川本流及び最終的に筑後川へと合流する河川全てを包括した水系の呼称です。まず水源である阿蘇外輪山から阿蘇郡小国町中心部の志賀瀬川合流点までは「田の原川」と通称され、合流後は「杖立川」と呼ばれます。さらに梅林湖において津江川と合流した後に「大山川」と再度名前を変え、その後日田市内で玖珠川と出合い、今度は「三隈川」と呼ばれます。その先を流下し花月川と合流して「筑後川」となり、やがて有明海へと流れていきます。このように「筑後川」は水源から河口までの間、実に五回も名前を変える九州地方最大の大川です。



## 着任のご挨拶

福岡分会  
分会長

金子 幸生



福岡県支部ならびに各分会の皆様方が、日頃より建設業の労働災害防止活動を積極的に実践され、そして建設業労働災害防止協会の様々な活動に率先して関わられておりますことに、深く敬意を表しているところでございます。

すでに1年が経過いたしました。昨年5月の通常総会にて福岡分会の分会長に就任いたしました金子幸生と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度も新型コロナウイルス感染症対策として講習会の人数制限を実施したり、安全パトロールを中止としたりしましたが、福岡分会においては各種会議や行事のほとんどを対面で実施することができました。今年度はようやくマスクの着用義務もなくなりましたので、以前のような安全衛生活動を実践できるのではないかと考えているところです。

近年は建設業においてもデジタル変革が求められておりますので、建設現場においてタブレット端末を持ち歩いてアプリケーションソフトでデータを整理したり、膨大なデータをクラウドシステムで管理することにより自社の管理部門や発注者と情報を共有したり、それぞれの会社や現場において、これまで様々な取り組みをされてきたことと思います。

また、大企業において2019年4月、中小企業において2020年4月より適用され、建設業においてこれまで猶予されていた働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が、いよいよ来年の4月より適用となります。労働時間を適性に把握するために記録に残した管理が必要となるだけでなく、年次有給休暇の取得義務化、月60時間以上の時間外労働の割増賃金率の引き上げなど、様々なことに対応していくことが求められています。同じく2019年4月より本運用されている、現場従事者の就業履歴や保有資格などをデータベース化してクラウドシステムで管理する建設キャリアアップシステムを、官民を問わず中小の現場でこれからどう運用していくのかも課題となっております。

経験豊富な管理者や熟練された技能者が求められる建設業ですが、2008年の世界金融危機以降は若い人材の登用がなかなか進まず、必要とされている管理者や技能者も年々高齢化して慢性的な人手不足が続いています。これからも社会資本の整備や防災・減災のための役割を担っていく建設業において、年齢、男女を問わず担い手を確保していくために、業界を挙げて力を合わせていく必要性を感じているところです。

昨年の福岡県における建設業の死亡災害発生件数は9件と、一昨年より発生件数は減少したものの、今年に入り福岡県において死亡災害が発生しており、残念なことに福岡分会においても年度末労働災害防止強調月間に死亡災害が発生しております。これからも引き続き労働災害の防止に取り組み、安心して働くことができる安全な職場の実現に向け努力を重ねてまいります。ご関係の皆様におかれましては、これからもご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



高める意識と安全行動  
築こうみんなのゼロ災職場

# 全国安全週間

本週間 2023年7月1日～7日

準備期間 | 6月1日～30日

会誌No.760102  
建設業労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会福岡県支部

発行所／福岡県支部／福岡市博多区博多駅東3-14-18 <http://www.kensaiboufukuoka.org/>